

2024年3月1日

沼津市議会議長 高橋 達也 様

地方自治に民主主義を求める会

代表 吉田 由美子

回答に対する再度の公開質問状

令和6年1月19日付沼議第115号「公開質問状について（回答）」をいただきました。ありがたく拝読しましたが、内容については到底納得がいきませんので、下記の通り再質問いたします。

記

1 回答1及び2に関して

回答にある「これらについて不適切であると本人も認めたため」について否認します。2022年10月の議員全体会議をはじめとして昨年までの一連の議事録を読みましたが、山下氏は本件土地の所有権を一貫して主張しています。

回答では市の対応に対する「所感は差し控えさせていただく」としていますが、議会で「不当利得返還」訴訟を議決したのですから、その判断の根拠を聞いているのです。あらためておたずねします。

なぜ「不当利得」と判断されたのですか？

すでに裁判が始まり、本件土地の「時効取得」が争点に浮上しましたが、この時効取得を議長は考慮したのですか？

現在も「不当利得返還」訴訟を正しいとお考えですか？

2 回答3に関して

回答では「当事者間で個別に対処」とされていますが、そうであるなら再度おうかがいします。

公有地を占有している他の議員の方に対し、これまで山下氏と同様にさわぎ立てた事例はありますか？

3 回答4について

回答になっていないと思います。議員全体会議の開催の法的根拠を質問しています。

あらためてお伺いします。

議員全体会議開催の法的根拠は何ですか？

開催された議員全体会議では、山下氏の個人情報が必要な他の議員、傍聴者に一歩的に公開されましたが、これは個人情報保護に反していると考えます。議長の見解を示してください。

4 回答5について

回答になっていないと思います。

あらためてお伺いします。

裁判で請求額を上回る額の血税を費やすことを適正であるとお考えですか？

和解協議が山下氏から市へ呼びかけられていますが、議長はどのようにお考えですか？

5 回答と連絡先

以上について、文書での回答を求めます。回答は3月22日までをお願いします。

地方自治に民主主義を求める会・事務局長 沓澤大三

